

富山県情報公開審査会答申概要（答申第9号）

件名 富山県警察本部長が特定の個人の事項について新潟刑務所との間でやり取りした公文書の非開示決定処分（存否応答拒否）に対する審査請求の件

開示請求年月日 平成16年 5月20日

実施機関の決定日 平成16年 6月 2日

実施機関 警察本部長

決定内容 非開示決定（存否応答拒否）

非開示理由 富山県情報公開条例（以下「条例」という。）第10条（存否応答拒否）

審査請求年月日 平成16年 6月11日

審査請求の内容 実施機関が非開示とした部分の開示を求める

諮問年月日 平成16年 7月30日

答申年月日 平成18年 3月29日

争点

実施機関が、条例第10条（存否応答拒否）を理由に非開示とした決定の妥当性について。（開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条各号に規定する非開示情報を開示することになるか否かについて。）

審査会の判断

<結論>

富山県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が、特定の個人の事項について新潟刑務所（以下「刑務所」という。）との間でやり取りした公文書につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

<理由>

1 本件対象公文書の存否応答拒否について

警察本部長は、本件開示請求に対し、情報公開条例第10条の規定により、本件対象公文書の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否する非開示決定を行っていることから、本件処分が情報公開条例第10条に規定する存否応答拒否の要件を満たしているかどうかを判断する。

情報公開条例第10条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、情報公開条例第7条各号に規定する非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる旨規定している。そこで以下、本件対象公文書の存否を答えるだけでどのような情報を開示することとなるのか、そして、その情報が情報公開条例第7条各号に規定する非開示情報に該当するか否かについて検討を行うこととする。

2 本件対象公文書の性格について

本件開示請求は、「請求者 〇〇〇〇の事項について」（〇〇〇〇は、審査請求人の個人名）と個人を特定した上で、平成15年及び平成16年に警察本部が、請求者 〇〇〇〇の事項について刑務所に対して問い合わせた文書の全て及び刑務所から回答のあった文書の全ての開示を求めたものである。よって、本件対象公文書の存否を答えることは、特定の個人に関する情報が記録されている公文書を捜査機関である警察本部長が保有しているという事実の有無を明らかにすることになるものと認められる。

3 情報公開条例第7条第2号該当性について

情報公開条例第7条第2号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものについては、同号ただし書に該当する情報を除き、非開示情報とする旨規定している。

審査請求人に関して警察本部と刑務所との間でやりとりされた公文書を警察本部長が保有しているという事実の有無（以下「存否情報」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

そして、当該存否情報は、同号ただし書アに規定する法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは考えられない。また、当該存否情報は、同号ただし書イに規定する人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、何人にも公にすることが必要である情報とは言えない。さらに、同号ただし書ウに規定する公務員の職務の遂行に関する情報でないことは明らかである。

したがって、本件存否情報は、ただし書のいずれにも該当しないことから情報公開条例第7条第2号の規定により非開示となる個人情報といえる。

4 本人による自己情報の開示請求について

審査請求人は、本件対象公文書が審査請求人本人に関する情報であるから、これを非開示とする理由はないと主張しているため、この点について検討する。

情報公開条例に基づく公文書の開示請求は、請求の目的のいかんを問わず、また、何人にも等しく情報の開示請求権を認めるものであり、開示・非開示の判断に当たっては、請求の目的及び開示請求者が誰かは考慮されないものである。特定の個人を識別することができる個人情報については、情報公開条例第7条第2号ただし書アからウまでに該当するものを除き、これを非開示情報とするのみで、本人から開示請求があった場合について特段の規定を設けていない。

したがって、情報公開条例を根拠として本人の自己情報を開示すべきであるという趣旨の審査請求人の主張は、採用できない。

なお、本県には、県が保有する個人情報の開示を求める制度として富山県個人情報保護条例(平

成 15 年富山県条例第 1 号。以下「個人情報保護条例」という。)に基づく自己情報の開示請求制度がある。本件開示請求が行われた平成 16 年 5 月時点では、公安委員会及び警察本部長は、個人情報保護条例の実施機関には含まれておらず、公安委員会及び警察本部長が保有する個人情報については、個人情報保護条例に基づく自己情報の開示請求を行うことが認められていなかったところである。

しかし、富山県個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成 17 年富山県条例第 116 号)により、平成 18 年 4 月 1 日からは公安委員会及び警察本部長も個人情報保護条例の実施機関に加わるようになっており、それらが保有する個人情報についても原則として個人情報保護条例に基づく開示請求の途が開かれたところである。したがって、今後、このような請求については、個人情報保護条例に基づく自己情報の開示請求制度のもとで判断されるものと思われる。

5 結論

以上の理由から、本件開示請求については、本件対象公文書の存否を答えるだけで、情報公開条例第 7 条第 2 号の非開示情報に該当する個人情報を開示することになるから、情報公開条例第 10 条の規定により本件開示請求を拒否した決定は妥当であると認められる。よって、結論のとおり判断する。

(参考)

富山県情報公開条例(抜粋)

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(当該公務員等が規則で定める職にある職員である場合その他公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合)にあっては、氏名を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(3)~(7) (略)

(公文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。